

那覇市中高層建築物等の建築 に関する指導要綱についての 解説と手引き

那覇市 まちなみ共創部 建築指導課

〒900-8585 泉崎 1 丁目 1 番 1 号那覇市役所 9 階
TEL : 098-951-3244 FAX : 098-951-3245

○ 要綱の目的 ～建築紛争について～

「建築紛争」とは、建築主等と近隣住民のみなさんの利害の衝突等から生じる争いを言います。

建築紛争の多くの事例では、建築予定地の近隣住民のみなさんが、新しい建物が建つことに不安を抱く一方で、建築主等も、どのような説明、配慮をすれば良いのか分からないといったすれ違いから始まっています。

そのため、早めに建築計画の概要を近隣住民の皆さんに周知していただき、互いの理解を深めることは、とても重要です。

本要綱は、建築行為等に先立って、建築主等に標識設置や事前説明をしていただく事により、建築紛争の予防を図り、市民の健全な近隣関係を保持することを目的としています。

○ 近隣住民と建築主等の話し合いについて

建築主等は、法規制の範囲内であれば、自由に建築物を計画することができますが、近隣住民も日常生活に及ぼす影響を最小限に抑えたいと願うものです。

建築紛争が生じた場合は、お互いの権利に配慮したうえで、合意に至るための話し合いを持つことが大切ですが、当事者間で自主的な解決の努力を尽くしても解決に至らなかった場合は、申し出により、市の職員が紛争の調整にあたる場合があります。

○ 建築主等が講ずべき配慮について

建築主等は、中高層建築物等の計画又は工事の実施にあたっては、次のような事項に配慮し、適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

- 計画上の配慮事項：敷地周辺への日影、プライバシー、景観、眺望等
- 工事中の措置：工事中の騒音や振動、粉じん、道路の汚損、交通安全確保等
- 電波障害対策：工事が原因で生じるTVの受信障害等

隣の建物の影響で日当たりが悪くなるのでは？



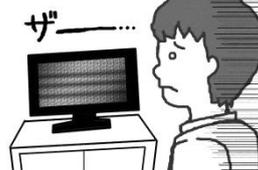
建築基準法の日影規制を守ることは当然ですが、日影規制に適合している場合でも、建築物の密集度や地形等地域性を考慮して、周辺への影響を軽減させるよう努めてください。

騒音がつらい・・・。



特定建設作業や発電機を使用する作業、解体・はつり等々、大きな音の出る工事は近隣住民の皆さんに配慮し、騒音・振動・粉塵防止のための養生シートの設置、低騒音、低振動機種を選定、機械の設置場所の選定等を考慮してください。

工事の影響でTVの電波が悪くなった。



電波障害の原因が建築中の建築物による場合は、建築主等に対し、電波受信障害を解消するよう求めることができます。

<用語の解説>

●中高層建築物等

中高層建築物等
I. 中高層建築物
II. 指定建築物
III. 工作物等
(詳細は次頁)

●建築主等

建築主、築造主、設計者、工事監理者、工事施工者及び管理者をいいます。

●近隣住民

対象範囲内（P3～P4）の土地・建築物所有者、及び建築物居住者をいいます。

●自主的な解決

建築紛争が生じた場合、相互の立場を尊重し、互譲の精神により、誠意をもって、自主的に紛争を解決することが基本となります。

●紛争の調整

市の職員による紛争の調整は、強制力を伴うものではありません。調整を経ても当事者間の合意が得られず、最終的な決着を望む場合は、司法の場に委ねる問題となります。

●特定建設作業

建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業（杭打ち機、削岩機等を使用するもの等）

中高層建築物等の定義

要綱の対象となる中高層建築物等は、下表のとおり、Ⅰ.中高層建築物、Ⅱ.指定建築物、Ⅲ.工作物等に分かれます。

中高層建築物等	地域又は区域 (あ)		中高層建築物等 (い)
Ⅰ.中高層建築物	(1)	住居系地域	高さが10mを超える建築物 ※高さ：建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さをいいます。
	(2)	商業・工業系地域	
Ⅱ.指定建築物	(3)	住居系地域	建築基準法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する建築物(特殊建築物)で、その用途に供する部分の延べ面積が500㎡を超えるもの(共同住宅の用途に供する建築物で、住戸の数が15以下のものを除く)
	(4)	同上	
Ⅲ.工作物等	(5)	全ての地域又は区域	地表面からの高さが10mを超える工作物(建築物の屋上に設置される工作物を含む。)
(適用除外)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第85条及び第87条の3の規定の適用を受ける建築物 ・ 増築又は工作物等を築造する場合において、日影の影響範囲が増加しない中高層建築物 ・ 政令第137条の18に規定する類似の用途間における用途の変更に係る建築物 ・ 増築若しくは用途の変更又は工作物等の築造後において新たに別表に掲げる規模とならない建築物及び工作物 		

<用語の解説>

●特殊建築物

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいいます。

●駐車施設

自動車の駐車場で、青空駐車場、立体駐車場、タワーパーキング等をいいます。
自動二輪及び自転車の駐車場、植栽スペース等は除きます。

●工作物等

煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で、地表面からの高さが10mを超えるものをいいます。

●類似の用途

それぞれ各番号に掲げる他の用途をいいます。

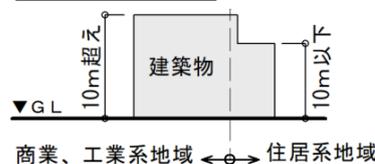
- ①劇場、映画館等
- ②公会堂、集会場
- ③診療所、児童福祉施設等
- ④ホテル、旅館
- ⑤下宿、寄宿舍
- ⑥博物館、美術館、図書館
- ⑦体育館、ボーリング場等
- ⑧百貨店、マーケット等
- ⑨キャバレー、ナイトクラブ等
- ⑩待合、料理店
- ⑪映画スタジオ、テレビスタジオ

<敷地が住居系地域と商業・工業系地域にわたる場合の取り扱い>

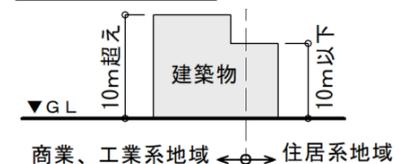
Ⅰ.中高層建築物の場合

建築物の10mを超える部分が住居系地域にあれば、上の表(1)に、商業・工業系地域にあれば上の表(2)に該当します。

表(1)に該当する (断面図)



表(2)に該当する (断面図)



Ⅱ.指定建築物の場合

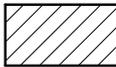
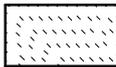
敷地の過半が住居系地域であれば、建築物の位置に関わらず、上表(3)(4)に該当します。

○ 説明対象範囲について

建築主等は、中高層建築物等を建築しようとする場合は、中高層建築物等の区分に応じて、図1～図5に示す近隣住民に対して、事前説明をしてください。

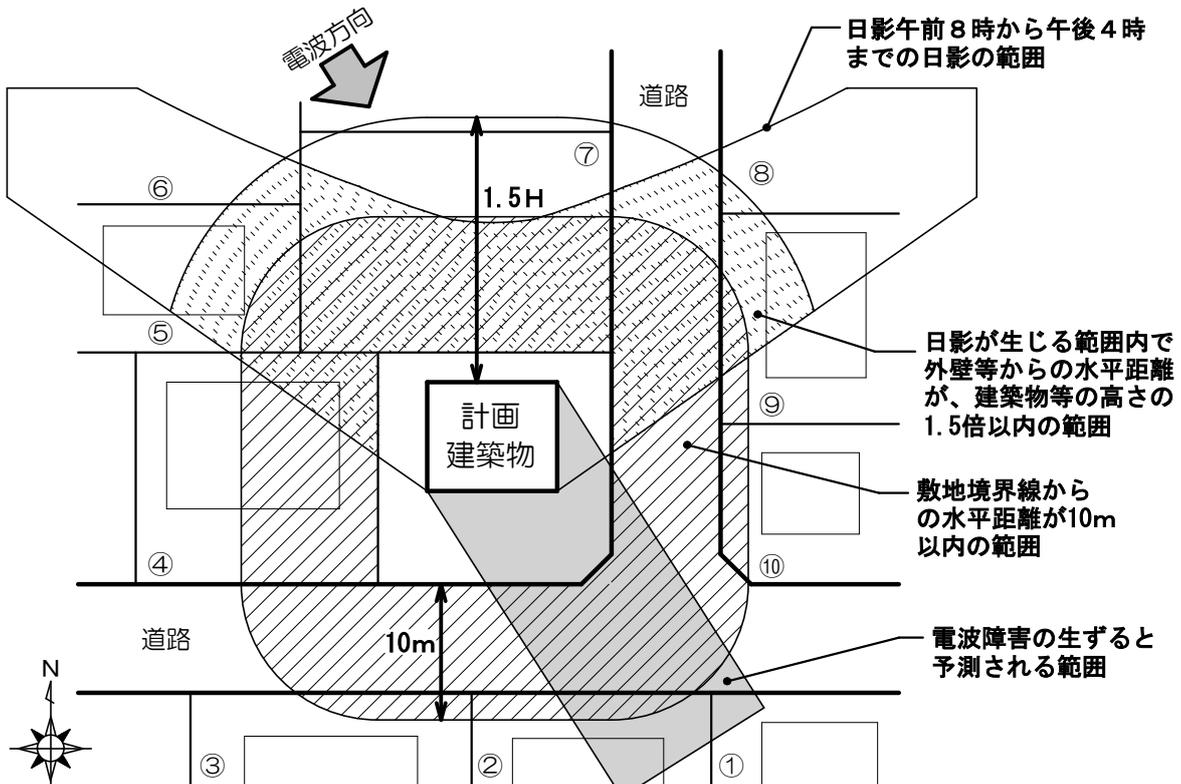
説明は、個別面談や説明会開催等による直接説明、又は、書面投函により行ってください。

〈凡例〉

-  敷地境界(駐車施設の場合出入口端部)からの距離
-  日影の影響範囲
-  電波障害の影響範囲

※この範囲に土地の一部でもかかると、建物所有者、居住者も説明対象者となります。

図1 「Ⅰ. 中高層建築物 ※住居系の用途地域の 高さ10mを超える建築物」の説明対象範囲
 <要綱別表(1)>



電波方向

道路

日影午前8時から午後4時までの日影の範囲

1.5H

計画建築物

10m

道路

道路

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

この図の場合の近隣住民は図中の①～⑩の土地所有者、建築物所有者、建築物居住者となります。

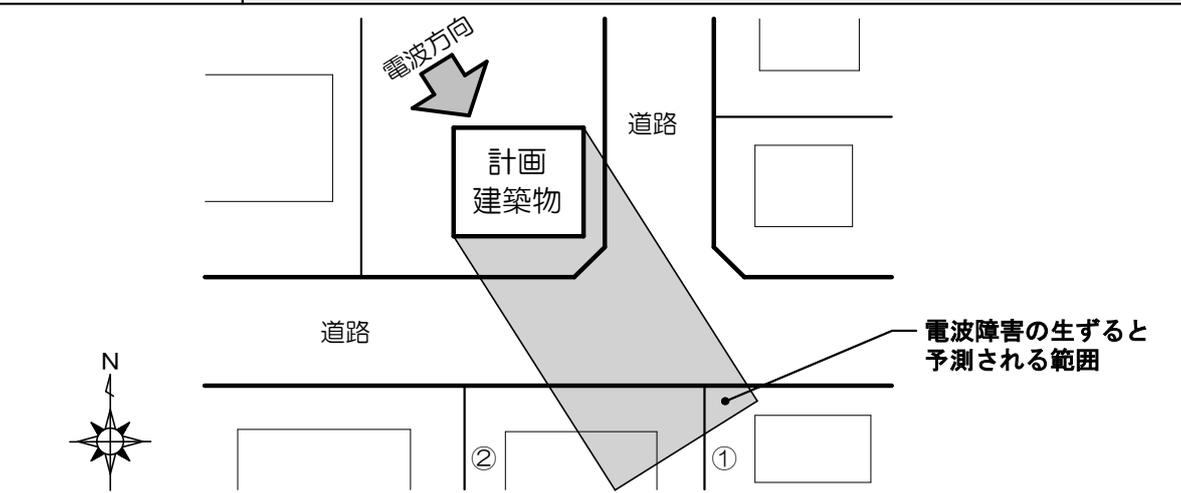
日影が生じる範囲内で外壁等からの水平距離が、建築物等の高さの1.5倍以内の範囲

敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲

電波障害の生ずると予測される範囲

※中高層建築物で、かつ、500㎡以上の駐車施設が付属する建築物の場合は、図4の範囲も発生する。
 (ワンポイント)
 図中の④⑤⑥⑦⑧⑨以外の近隣住民には日影の影響について説明する必要はありません。
 同じように、①②以外の近隣住民は電波障害の影響について説明する必要はありません。

図2 「Ⅰ. 中高層建築物 ※商業・工業系の用途地域の 高さ10mを超える建築物」の説明対象範囲
 <要綱別表(2)>



電波方向

道路

計画建築物

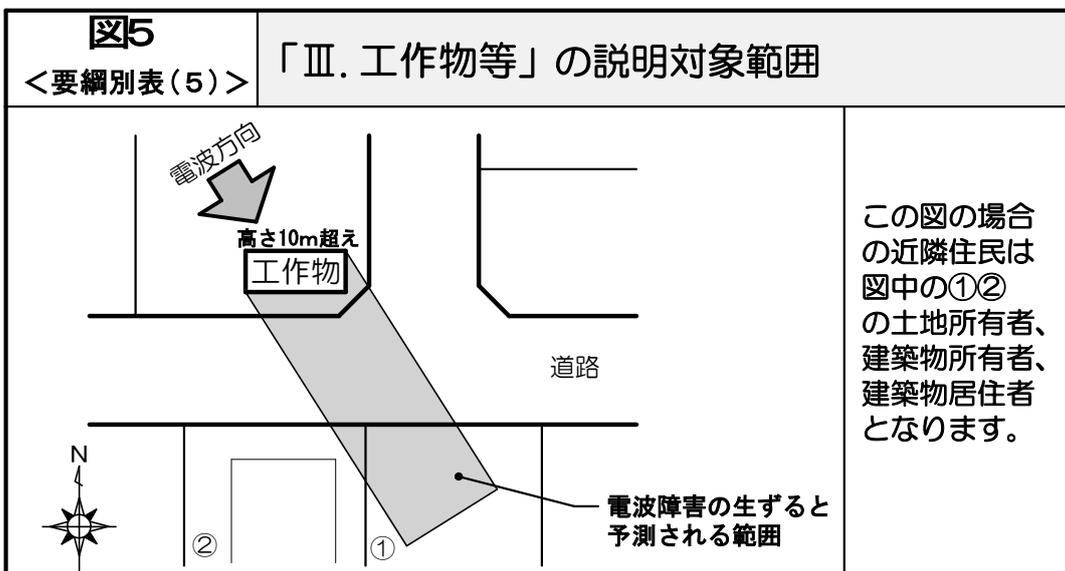
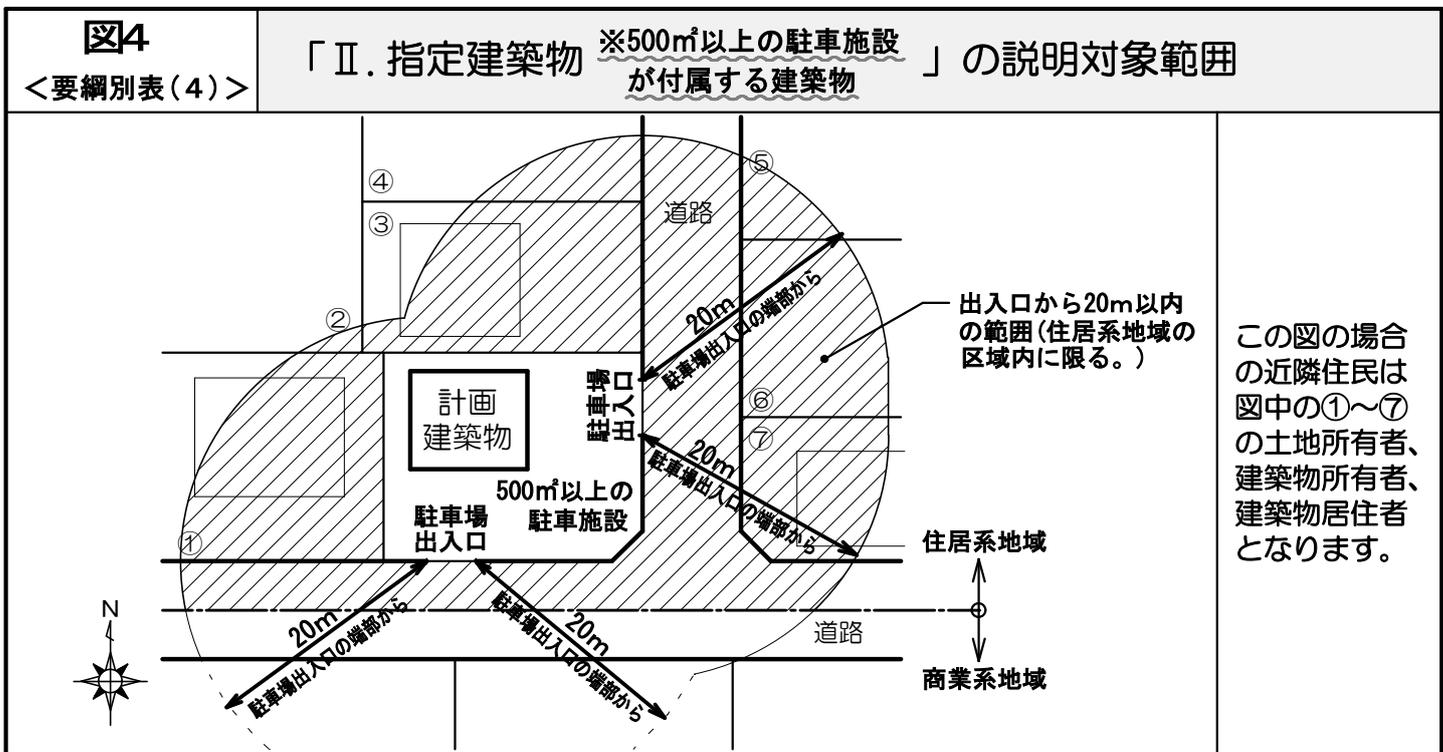
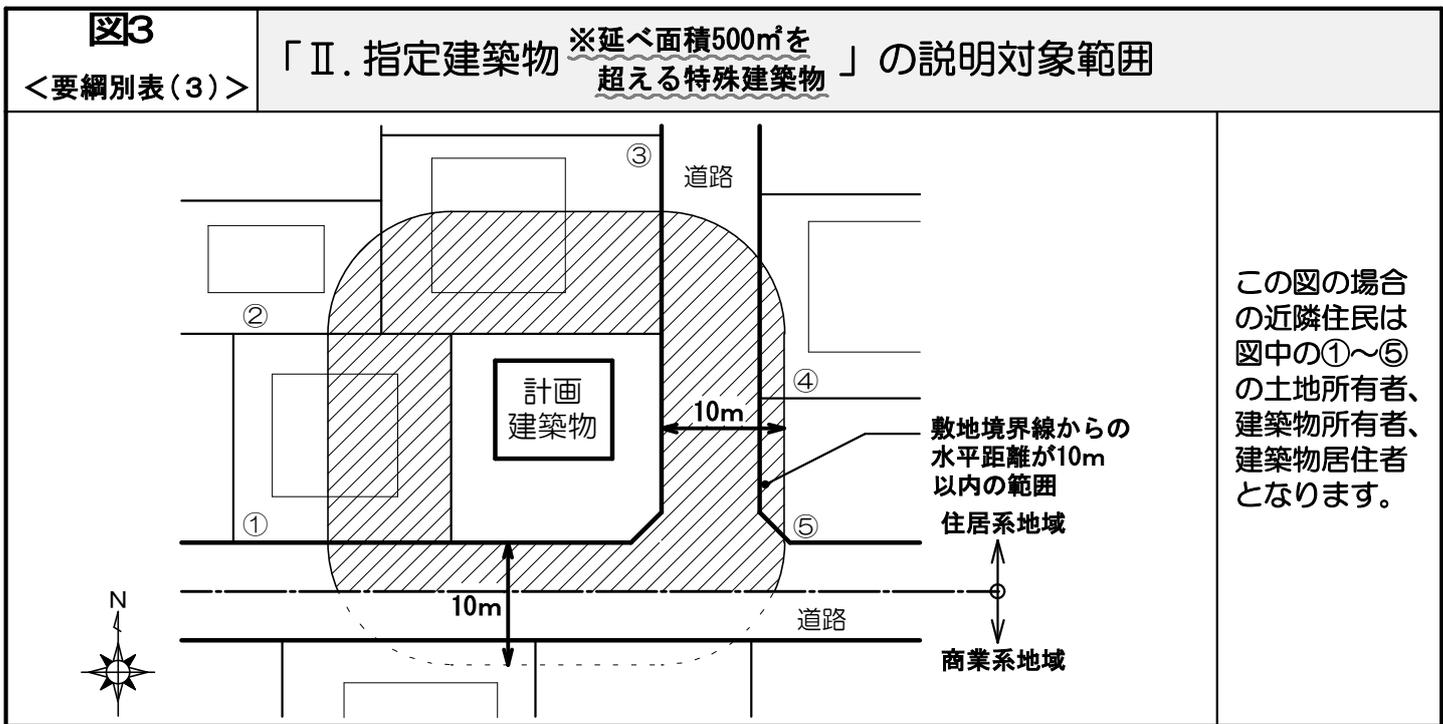
道路

道路

① ②

この図の場合の近隣住民は図中の①②の土地所有者、建築物所有者、建築物居住者となります。

電波障害の生ずると予測される範囲



- 説明までの流れ
- ステップ1 住宅地図や公図等から計画敷地周辺の情報を収集する。必要に応じて登記簿等を取得する。
 - ステップ2 説明対象範囲図を作成する
 - ステップ3 説明資料を準備する
 - ステップ4 説明（直接説明か書面投函）

○ 説明事項について

建築主等が近隣住民に対して説明する必要のある事項は下表の内容です。

中高層建築物等		説明事項 (え)
I. 中高層建築物	住居系用途地域	(1) 当該建築物の位置、規模、構造及び用途 (2) 当該建築物の敷地の形態 (3) 当該建築物の工事の施工方法及び予定期間 (4) 要綱第 6 条の規定により講じる日照に及ぼす影響等に関する措置の内容 (5) 要綱第 7 条第 1 項の規定により講じる工事に関する措置の内容 (6) 要綱第 7 条第 2 項及び 3 項の規定により講じる電波障害に関する措置の内容 (7) 前各号に掲げるもののほか、当該建築物の建築について配慮する事項
	商業・工業系用途地域	要綱第 7 条第 2 項及び 3 項の規定により講じる電波障害に関する措置の内容
II. 指定建築物	延べ面積 500㎡を超える特殊建築物	(1) 当該建築物の位置、規模、構造及び用途 (2) 当該建築物の敷地の形態 (3) 当該建築物の営業時間その他の当該建築物の利用に関する事項 (4) 当該建築物の工事の施工方法及び予定期間 (5) 要綱第 6 条の規定により講じる集客等による居住環境への影響等に関する措置の内容 (6) 要綱第 7 条第 1 項の規定により講じる工事に関する措置の内容 (7) 前各号に掲げるもののほか、当該建築物の建築について配慮する事項
	500㎡以上の駐車施設が付属する建築物	(1) 当該建築物及び当該建築物に付属する駐車施設の位置、規模（面積及び台数）、構造及び用途 (2) 当該建築物及び当該建築物に付属する駐車施設の敷地の形態 (3) 当該建築物に付属する駐車施設の利用時間及び出入口の位置に関する事項 (4) 当該建築物及び当該建築物に付属する駐車施設の工事の施工方法及び予定期間 (5) 要綱第 6 条の規定により講じる駐車施設の利用による居住環境への影響等に関する措置の内容 (6) 要綱第 7 条第 1 項の規定により講じる工事に関する措置の内容 (7) 前各号に掲げるもののほか、当該建築物及び当該建築物に付属する駐車施設の建築について配慮する事項
III. 工作物等		要綱第 7 条第 2 項及び 3 項の規定により講じる電波障害に関する措置の内容



○ 事前説明をする際のポイント

- 近隣住民の方々には、建築に関する専門知識をお持ちでない方も多いと思われるので、事前説明の際には、凶面等を用いるなどして、丁寧でわかりやすい説明を心掛けてください。（説明資料は次頁を参考に作成してください。）
- 近隣住民から寄せられた質問等については、真摯に回答するよう心掛けてください。
- マンション等において個別訪問が困難な状況等、やむを得ないと認められる場合は、管理者を通して居住者等へ説明を行うことも可能です。その場合は情報が正確に伝達されるような説明資料を作成し、管理者に配布を依頼してください。
- 近隣住民から直接説明を求められたときは、これに応じるよう努めてください。

(説明資料参考例)

事前説明の際は、こちらを参考に、説明書類を作成し、説明書類を配布してください
 説明は、個別面談、説明会開催、書面投函等により行ってください

※説明事項が電波障害のみの場合も、建築計画の概要がわかるように作成してください。

～ 建築計画のお知らせ ～

建築物の用途、規模等の概要がわかるように

パースでもよい

建築計画等報告書(第二面)の内容を記載する

工事現場の出入口が判るようにする

指定建築物の場合、建築物が完成した後の使われ方や営業時間等もわかる範囲で記載する

立面図 NONSCALE

東側立面図
北側立面図
南側立面図

A3 程度

＜施工に関する配慮について＞

予定工事期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
 作業時間：8時～18時(原則、日曜日、祝祭日は作業をしません。ただし、やむを得ず作業をする場合は、事前にお知らせします。)

基礎工事の工法：基礎杭は騒音、振動等を最小限におさえた工法を採用します。

騒音・振動対策：本工事では、低騒音型、低振動型建設機械を使用します。

粉塵対策：現場内においては、十分に散水を行い、粉塵が発生しないよう努めます。

交通安全対策：①現場の工事車両出入口には常時誘導員を配置し、②現場周辺での工事車両の路上駐車禁止を徹底し

＜設計上の配慮について＞

日影に関する対策：北側隣地に配慮し、道路側に建築物を配置しました。

電波受信障害対策：電波受信障害が生じた場合、共同受信設備の設置その他受信障害の解消に必要な措置を講じます。

周辺の居住環境に：①周辺建物からの眺望を阻害しないために高さを極力抑えました。
 ②隣地境界線に沿って目隠しとなるフェンスの設置や植栽を行います。

付近見取り図・配置図 NONSCALE

付近見取り図

事業名	〇〇マンション新築工事
建築主	〇〇 〇〇
設計者	〇〇建築設計事務所 (担当者:)
監理者	〇〇建築設計事務所 (担当者:)
施工者	株〇〇建設 (現場監督員:)
地名地番	那覇市〇〇〇丁目〇-〇
用途	共同住宅(〇〇戸) 階数: 5階
延床面積	〇〇m ² 構造: 鉄筋コンクリート造
高さ	15m 陸上施設: 25台

駐車場25台
最高の高さ15m

市道〇〇号
配置図

工事車両搬出ルート
誘導員配置

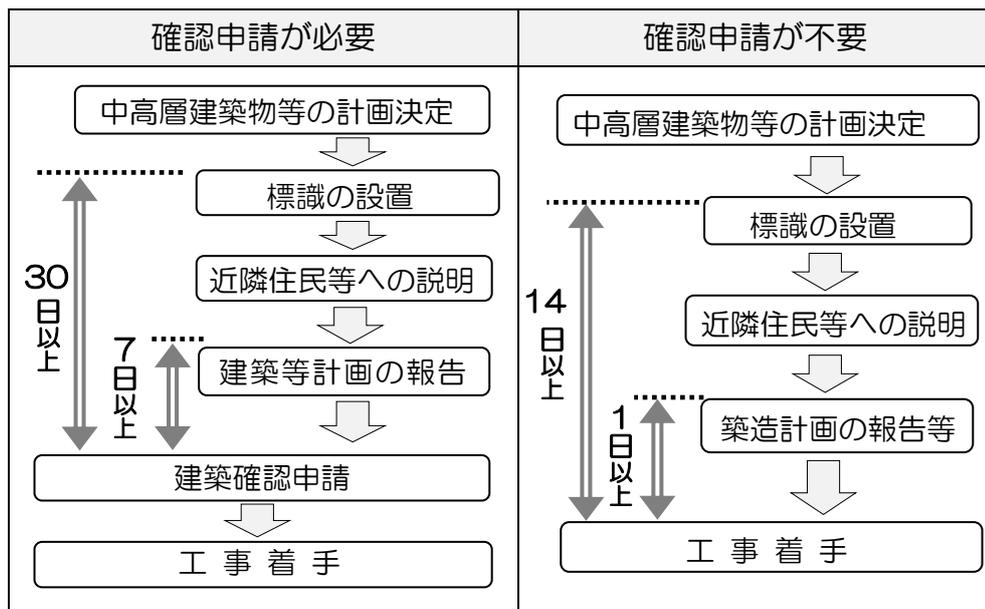
--- 仮囲い

お問い合わせ
 (設計に関すること) 株〇〇建築設計事務所
 TEL: *****-***** (代表)
 (工事に関すること) 株〇〇建設
 TEL: *****-***** (代表)

工事中は何かとご不便をおかけしますが、ご協力よろしくお願いたします。
 ご不明な点等ございましたらお手数ですが下記までご連絡ください。

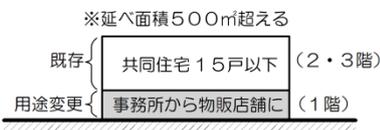
○ 手続きの流れ

中高層建築物等を建築する際は、確認申請や工事着手の前に次のような手続きが必要です。



●増築、用途変更で、確認申請が不要の場合でも、中高層建築物等に新たに該当すれば、原則、本要綱に基づく手続きが必要となります。

例① 用途変更で新たに本要綱に該当する場合



例② 屋上に広告塔を設置し新たに本要綱に該当する場合



※計画変更を行う場合の取り扱いは、変更の内容により、手続きが異なりますので市の担当職員にご相談ください。

○ 建築計画の報告 必要書類 (A4綴り 2部)

様式は市のホームページからダウンロードできます。書類の提出先は那覇市役所9階、建築指導課です。

		縮尺	備考
(1)	建築計画等(変更)報告書	—	第2号様式
(2)	委任状	—	代理人が手続きを行う場合。
(3)	誓約書	—	第3号様式
(4)	付近見取図	1/2,500以上	報告する敷地の位置及び周辺建物の用途、階数等がわかるもの。
(5)	配置図	1/100~1/200程度	申請敷地内における建築物又は工作物の位置を表示するもの。
(6)	各階平面図	1/50~1/100程度	開口部の位置がわかるもの。 駐車施設の範囲がわかるもの。
(7)	立面図	同上	着色又は外壁の色彩値を記載する。
(8)	断面図	同上	建築基準法上の高さがわかるもの。
(9)	求積図	同上	敷地、建築面積、延べ面積、500㎡以上の駐車施設が付属する建築物の場合、駐車施設の面積がわかるもの。
(10)	日影図	1/100程度	中高層建築物の場合必要。
(11)	説明対象範囲図	同上	対象範囲と、対象土地及び建築物を図示。 (それぞれの土地に番号をふり、説明対象者一覧の番号と整合させる)
(12)	説明対象者一覧	—	第4号様式
(13)	標識の設置状況	—	標識の内容、設置位置がわかる写真。
(14)	電波障害調査報告書等	—	中高層建築物、工作物の場合必要。 電波障害調査専門業者又は日本放送協会による調査結果報告書。
(15)	市長が必要と認めるもの	—	登記簿及び公図の写し(借地の場合は借地承諾書等)、近隣住民への説明に用いた資料等。

○ 標識の設置について

標識（第1号様式）に記載いただく内容は以下のとおりです。

1文字の大きさ
10cm以上

10cm以上

タイトルは見やすく太い字で

建築計画のお知らせ

① 工事名称：○○○○共同住宅新築工事
 ② 地名地番：那覇市泉崎○丁目○番○
 ③ 予定工事期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日
 ④ 建築主等：○○○○
 ⑤ 設計・監理：(株)○○設計 代表取締役○○○○○
 (連絡先) ***-***-****
 ⑥ 施工者：(株)○○建設 代表取締役○○○○○
 (連絡先) ***-***-****

共同住宅の場合は戸数も記入

⑦ 用途：共同住宅(○戸) ⑩ 延べ面積：○○○○○m²
 ⑧ 構造：鉄筋コンクリート造 ⑪ 高さ：○○m
 ⑨ 階数：地上5階建て ⑫ 駐車台数：○台

施行者が未定の場合、
「未定」と記入

増築等の場合は、
増える部分の
数値がわかる
ように記入

標識の大きさ：縦900×横1200(mm)程度

原則、敷地の見やすい場所に1か所設置しますが、敷地の形状や周辺の状況等によっては、2か所以上設置するよう指導することもあります。

白地に黒書き、劣化で文字等が不鮮明にならない仕上げ



※標識は、建築基準法による工事完了の検査済証が交付される日まで設置してください。

○ 要綱の制定日、施行日、経過措置について

要綱の制定日	周知期間	施行日
令和2年4月1日	令和2年4月1日～9月30日	令和2年10月1日

施行日以降は、本要綱に基づく建築計画の報告を行う必要がありますが、周知期間中に那覇市電波障害防止建築指導要綱に基づく届出がなされ、かつ、令和3年3月31日までに工事を着手するものについては、本要綱は適用されません。

第2号様式(第10条関係)

建築計画等報告書(変更)

(第一面)

〇年〇月〇日

那覇市長 様

建築(築造)主 住所 那覇市〇*丁目*番*号
電話 ***-****
氏名 〇〇 〇〇 印

企業の代表者名の場合には会社印を押印

那覇市中高層建築物等の建築に関する指導要綱第10条に基づき報告します。

設計者	所在	那覇市〇〇*丁目*番*号 〇〇ビル*階 (電話 ***-****)		
	氏名	〇〇設計(株) 代表取締役社長 〇〇 〇〇		
工事監理者	所在	未定 (電話)		
	氏名	未定		
工事施工者	所在	未定 (電話)		
	氏名	未定		
地名地番	那覇市〇〇*丁目*番*			
用途地域	商業地域 (〇〇地区計画、防火地域)	主要用途 (戸数)	共同住宅(1階店舗) (24戸)	
最高の高さ	計画部分 *** m 既存部分 *** m	工事種別	増築	
階数、棟数	地上〇階 地下〇階 〇棟	構造	鉄筋コンクリート造	
駐車施設	計〇㎡(屋内:〇㎡)	延べ面積	計画部分 *** ㎡ 既存部分 *** ㎡	
標識設置日	令和〇年〇月〇日	確認申請(工事着手)予定日	令和〇年〇月〇日	
予定工事期間	令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日			
変更時	変更内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場出入口位置の変更、駐車台数〇台増加 ・ 〇階床面積が〇㎡増加 		
	前回の報告	〇年〇月〇日 〇号		
備考	※ 建築主が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 ※ 建築主が複数人いる場合は、別紙にて記載すること。 ※ 【確認申請予定日】について、工作物のみの場合は工事着手予定日を記載すること。			受付

未定の場合は「未定」と記入

(※説明時)施工者が未定でも、施工に関する説明は必要です。想定できる範囲で説明してください。

複数の用途がある場合は全て記載する

共同住宅の場合戸数を書く

標識設置日が確認申請の30日前、工事着手の14日前になっているか

変更時のみ記入

近隣住民等への説明事項

住環境保全の措置項目	配慮状況	※備考
近隣住民等の住居の日照	<ul style="list-style-type: none"> ・建物位置を隣地から〇m離れた。 ・屋上看板ではなく、壁面看板とした。 	
駐車場等の画計	<p>(1) 駐車場 ○ 台、駐輪場 ○ 台 (2) 出入口 ○ 箇所</p> <p>駐車場の出入口にはミラーと出庫ランプを設置。</p>	
工事中の騒音振動対策	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな音の出る作業は早朝、夕方に行わない。 ・低騒音型の重機を使用する。 	
工事中の粉塵対策	<ul style="list-style-type: none"> ・はつり等、粉塵の出る作業を行う際は散水を行う。 ・隣地側には防塵シートを設置する。 	
工事車両の交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の出入口に誘導員を配置。 ・大型車両の出入りは、通学時間帯と重ならないように配慮する。 	<p>※道路の占有等を行う場合はその際の道路交通対策、安全確保等についても記載する。</p>
電波障害予測の有無	<p>① 有り 対応 : 共同受信施設の設置等行う 2. 無し</p>	
その他周辺の居住環境に及ぼす影響への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・隣地側のプライバシー及び景観に配慮し隣地境界線に沿って高木を植樹する。(隣地居住者と調整済み) ・景観に配慮し、市のタウンカラースタンダードに準じた外壁塗装色を採用。 ・既設のブロック塀に傾きが生じているため撤去し、立上り(H300)+フェンス(H600)を設けた。 ・設備周辺には防音と景観に配慮し目隠しフェンスを設置。 	
施設の稼働時間	<p>飲食店は午前10:00～午後9:00 ホテルは24時間営業</p> <p>指定建築物の場合、営業時間等を記入</p>	<p>※共同住宅(住宅宿泊事業を営むもの以外)は除く。</p>
施設の利用用途	<p>○階は飲食店、○～○階はホテル、駐車場○台確保 違法駐車等無いよう適切に管理する。</p>	<p>※具体的な利用形態を記載すること。</p>

※報告書添付図書以外で説明に用いた図書がある場合は、当該図書も併せて提出すること。

番号	近隣住民の住所及び氏名	種別	建築物等の用途	近隣住民からの意見	近隣住民からの意見に対する回答等	説明年月日	説明者氏名
①	〇〇*丁目*番*号 金城 那覇子	3	住宅	日影に影響を及ぼさないようにしてほしい	回答) 階数を下げると戸数が減るため変更できないが、隣地から可能な限り離隔をとっている。 結果) 了解	〇年〇月〇日	那覇 太郎
①	〇〇*丁目*番*号 匿名(男性) (説明場所: 玄関)	1 2	住宅	プライバシーに配慮してほしい	回答) 窓をすりガラスにします。隣地側に植樹します。 結果) 了解	〇年〇月〇日	那覇 太郎
②	〇〇*丁目*番*号 那覇松 幸子	1 2 3	住宅	工事中の騒音に気を付けてほしい	回答) 低騒音型の重機を使用します 回答) 了解	〇年〇月〇日	那覇 太郎
③	〇〇*丁目*番*号	2 3	共同住宅	説明書類投函後特に連絡なし		説明書類投函 〇年〇月〇日	書面投函による説明を行った場合はその旨を記載する
③-1	〇〇*丁目*番*号 〇号室 新垣 那覇美	1	共同住宅	駐車場に車が多く出入りするので安全面が心配	回答) 工事中は誘導員を配置します。完成後は出庫ランプを設置します 結果) 了解	〇年〇月〇日	那覇 太郎
③-2	〇〇*丁目*番*号 〇号室 大城 那覇朗	1	共同住宅	説明書類投函後、直接説明してほしいとの連絡があり面談したが、特に意見は無かった。	協議継続中の場合はその旨を記載する	説明書類投函 〇年〇月〇日 面談 〇月〇日	
建築主等の所見		近隣住民からの理解が概ね得られている。					

(注意)

- 番号は、説明対象範囲図の番付と整合させ、一つの建築物等に複数の居住者及び所有者がいる場合は、枝番を付けてすべての対象者を記入してください。
- 種別は、1 建築物の居住者、2 建築物の所有者、3 土地の所有者、のいずれか該当する番号を記入して下さい。
- 対象者が不在の場合は、【近隣住民からの意見の欄】に訪問日と不在である旨を記載し、【説明年月日】の欄へ訪問及び配布した年月日を記入して下さい。